

株主の名簿

(A) 総株主の議決権の数	個		登録申請者との関係
氏名又は商号若しくは名称	(B) 保有する議決権の数	割合（B/A）	
	個	%	
計	個	%	

（記載上の注意）

1. 「総株主の議決権」とは、第8条第4号に規定する総株主の議決権をいう。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「議決権」とは、第8条第4号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の多い順序に従い20名（法人を含む。）について記載すること。
5. 「割合（B/A）」は、小数点第2位を四捨五入して第1位までを記載すること。
6. 「登録申請者との関係」は、議決権を保有する者が当該登録申請者の役員員及びその親族である場合に、その旨を記載すること。
7. 法第62条の8第1項の規定により同項に規定する電子決済手段等取引業を行う場合にあっては、「株主」を「株主又は出資者」と、「登録申請者」を「届出者」と読み替えて記載すること。